

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報の取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱が、個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高岡市長

## 公表日

令和8年1月16日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)高岡市子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)の支給事務【令和5年1月31日終了】 令和3年度または令和4年度の住民税非課税世帯(基準日:令和3年12月10日または令和4年6月1日)、及び令和3年1月以降に新型コロナウイルスの影響により収入が減少し家計が急変した世帯に対し10万円の給付金を支給するもの</p> <p>(2)令和4年度高岡市子育て世帯等臨時特別支援事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)の支給事務【令和5年3月31日終了】 令和4年度の住民税非課税世帯(基準日:令和4年9月30日)、及び令和4年1月以降に予期せず収入が減少し家計が急変した世帯に対し5万円の給付金を支給するもの</p> <p>(3)令和5年度高岡市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和6年3月31日終了】 ①令和5年度の住民税非課税世帯(基準日:令和5年6月1日)、及び令和5年1月以降に予期せず収入が減少し家計が急変した世帯に対し3万円の給付金を支給するもの ②令和5年度の住民税非課税世帯(基準日:令和5年12月1日)、及び令和5年中の収入が予期せず減少し家計が急変した世帯に対し7万円の給付金を支給するもの ③上記②の給付金の支給対象世帯に18歳以下の児童がいる場合に、当該児童1名につき5万円の加算給付金を支給するもの</p> <p>(4)令和5年度高岡市物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年6月30日終了】 ①令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯(基準日:令和5年12月1日)に対し10万円の給付金を支給するもの ②上記①の給付金の支給対象世帯に18歳以下の児童がいる場合に、当該児童1名につき5万円の加算給付金を支給するもの</p> <p>(5)令和6年度高岡市物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年11月30日終了】 ①令和6年度に新たに住民税が非課税または均等割のみ課税となる世帯(基準日:令和6年6月3日)に対し10万円の給付金を支給するもの ②上記①の給付金の支給対象世帯に18歳以下の児童がいる場合に、当該児童1名につき5万円の加算給付金を支給するもの ③令和6年度に実施する定額減税を補足する給付として、定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる方に、当該減税しきれない額について1万円単位で切り上げた金額を支給するもの</p> <p>(6)令和6年度高岡市物価高騰対策給付金の支給事務 ①令和6年度の住民税非課税世帯(基準日:令和6年12月13日)に対し3万円の給付金を支給するもの ②上記①の給付金の支給対象世帯に18歳以下の児童がいる場合に、当該児童1名につき2万円の加算給付金を支給するもの</p> <p>(7)令和7年度高岡市定額減税補足給付金の支給事務 ①令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に、控除不足額分を1万円単位で切り上げた金額で支給するもの ②所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロで、税制度上、「扶養親族」から外れてしまい(扶養親族等としても定額減税対象外である)、低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方に、原則4万円を支給するもの。</p>
③システムの名称	汎用給付システム、宛名管理システム、個人住民税システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

## 2. 特定個人情報ファイル名

特定公的給付の支給に関する情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表の第135項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条
--------	---

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条	

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長

#### 6. 他の評価実施機関


#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1242
-----	--

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239
-----	--

#### 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う際には、同姓同名等による取り違えを防ぐため、4情報又は住所を含む3情報による照会を行っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 9. 監査

実施の有無 [  ] 自己点検 [  ] 内部監査 [  ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="radio"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="radio"/> 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="radio"/> 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる職員をICカードとパスワード認証によって限定しており、使用履歴についてもシステム的に管理されている。これらの対策を講じていることから、情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	



年	月	日	曜	午後	午前	午後	午前
平成	26	10	木	10:00~11:00	11:00~12:00	12:00~13:00	13:00~14:00
2014	10	10	木	10:00~11:00	11:00~12:00	12:00~13:00	13:00~14:00
西暦	2014	10	木	10:00~11:00	11:00~12:00	12:00~13:00	13:00~14:00